

議長のお許しを得ましたので、私は大きくは 1 項目、市民参加のまちづくりについて伺って参ります。今回、市民参加という視点で質問させていただきますが、市民参加という様々なカタチがあります。

例えば、行政が主催する諸行事、イベントに参加する、講座や講演会に参加する、ボランティアの呼びかけに対して市民が参加する。また、NPO 団体に所属して行政と関わりあいながら参加する。あるいは、税金を納めるという行為で市政に参加するということなどがありますが、今回私が行う質問では、豊田市の政策で基本方針、基本計画の策定や改定、改廃に関するもの、あるいは、大規模公共事業の建設に関わる基本計画策定などの過程、プロセスにおける参画について質問していきたいと思えます。

さて、近年「市民との協働」というキーワードで各自治体が「まちづくり条例」を制定しています。豊田市においても平成 15 年豊田市行政経営懇話会に「分権型社会の自治や市民参加のあり方」について諮問し、平成 16 年市長に答申がなされました。そして、平成 17 年 10 月に「豊田市まちづくり条例」、「地域自治区条例」が制定され施行されている。また、本議会において「豊田市市民活動促進条例」が上程されています。これらいわゆるまちづくり 3 条例によって、「市民参加のまちづくり」が推進されようとしています。本当の意味での「市民参加」となっているのでしょうか。例えば、「まちづくり条例」においては、公募委員は 13~15%です。他の委員は各種団体の代表として出席されています。共働の「まちづくり条例」を策定しようというときに、これだけの公募委員ということ。また、審議会であります。市民共働推進研究会においては公募委員はいません。

そこで、中項目 1 点目は、市民との共働のあり方についてお尋ねします。

● 一つ目、豊田市の言うところの共に働く共働という言葉について、なぜ、協力して働く、協働ではなく共に働く共働なのかについて伺いますが、市の説明として「共働とは、協力・連携する関係のみならず、共に働く、共に行動する関係づくりを目指す」としています。では、共働によるまちづくりの目指すところは何なのかお聞かせ願いたい。

A. 真に自立した地域社会の実現を目指している

Q. 共働の定義について条例に入れるべきだと考えます。なぜなら、辞書に載っていない造語だからです。市民にわかってもらうためには、条例そのものに入れないと、わからない。

●二つ目、いわゆるまちづくり 3 条例ともいうべき「まちづくり条例」「地域自治区条例」「市民活動促進条例」のそれぞれの目的は何かお伺いします。

A. ま：住民自治の拡充により自立した地域社会を実現すること
地：地域自治区、地域会議の仕組み（枠組み）を定めている
市：市民活動の活性化を図るための方針及び仕組み（枠組み）を定める

● 三つ目、そうした目的を達成するためには、市長も施政方針の中で言っているように「市政に対する市民参加の仕組みづくり」について具体的には何を指しているのでしょうか。お聞きします。

A. 例；施策立案段階→意識調査、ワークショップ、タウンミーティング、パブリックコメント、審議会などで市民の参画を図っている。

実施・評価についても行政経営懇話会、第三者評価の取組を実施

Q. 市民の参画とは、情報公開・住民の意見聴取の上に、多様な住民意見を反映し、住民の視点を生かした政策を行なうために、地域政策の計画・立案・意思決定・事後評価において、行政と市民との意見交換・合意形成を行なうこと。→という認識でよいか。

続いて中項目 2 点目、情報公開と説明責任についてですが、市民参加を推進するためには、行政の情報公開とそれに伴う説明責任が不可欠です。まちづくり条例においてもそのことは謳われており、補償されているものと理解しております。しかしながらパブリックコメント制度においては、どのような状況なのでしょう。他の公聴会やタウンミーティングなどの方法もありますが、パブリックコメントについてお伺いします。

●そこで一つ目、平成 18 年度のパブリックコメントの現状についてお聞きします。

A. H18.12.1 現在 11 案件

5 案件 114 通 368 件

Q. 使用料・手数料の見直し案件は、「パブリック・コメント手続要綱、対象となる政策等の 2 金銭徴収するものを除く」、とある項目に反しないか。

●次に二つ目、説明責任についてですが、パブリック・コメントにおける説明責任はどのような手順で行い、公表しているかお聞きします。

A. 公報とよた、HP、市政情報コーナー、支所出張所で閲覧

条例や計画など住民説明会、関係団体への説明機会を設ける

市民からの意見は、その意見を考慮して政策案を決定、市の考えを HP や広報、市政情報コーナー等で公表

●三つ目そうしたことを踏まえ、パブリックコメントや公聴会、説明会などの市民参加手続に対する情報公開と説明責任をどのように考えられていますか。

A. 政策など立案、実施、評価の過程で様々な方法で説明責任を図ることが重要

政策等をしっかりと評価し、情報を公開することで説明責任を果たし、市民の参画を得る取組を行なっている

《まちづくり条例》

情報の共有；市は市が保有する情報について市民との共有に努めなければなりません

説明責任；執行機関は、政策等の立案、実施または評価のそれぞれの過程において、市民にわかりやすく説明しなければなりません

だいた。時間は、12 地区ほぼ 1 時間 30 分で終了しています。「まちづくり基本条例」「地域自治区・地域会議」の説明を 30 分ずつで行い 1 時間、その後、意見交換が 30 分、というところでしょうか。参加人数は、12 地区 総数 901 人、平均 75 人、0.2%の参加でした。ということは、1 人 1 分も意見を言っていないということになります。ましてや、意見交換は限られた人だけで終わったと推測できます。

今後、同様の懇談会やタウンミーティングで、質を高めるのはもちろんですが、時間を充分にとるか、参加人数などの目標を立てる気はありませんか。積極的に取り組む姿勢を見せていただきたい。

●次に 3 つ目は、職員の地域参加について伺います。

すでに、職員の中には、消防団員や、小中学校 PTA などの役員、自治区役員などをしている方がいるのは承知しておりますが、豊田市は、その把握をしているのでしょうか。そして、私は、そうしたいわゆる公職とも言うべき参加ではなく、あくまでも地域のイベントであるとか、地域へのボランティア活動であるとか、そうした活動をしている職員の地域参加について伺いたいと思います。市として、把握している人数は何人でしょうか。また、その内容についても把握しておられれば、お聞かせください。

A. アンケート集計中

意識の向上を図っていく

Q. 職員自らの住む地域、地元の活動や交流館行事などに率先して参加し、場合によっては、役員やスタッフになり、その中から住民との直接的な対話を通して、市民の生の声を肌で感ずる場を、職員自ら作り出すことが大事であり、市民の先頭に立って共働のまちづくりを推進するには、大いに必要だと考えます。お考えをお聞きします。

●四つ目は、イベントなどへの参加について伺います。参加の方法には、来場者として参加する、運営から参画、実行し検証するまで携わる、計画段階から参画して行く、そして、最後には、市民自らが発想・計画し、運営・実行、検証まで携わるという 4 つのパターンが考えられますが、市が主催するイベントにおいて、市民はどのような形態で参加することが多いのでしょうか。地域別、分野別などがわかればお答えください。

A. H14 共働実態調査→73 共働事業、(内イベント 15 ; 実行委員会 6、ボラ・スタ 5、補助金 4) 市民活動促進条例策定を行なう

●五つ目は、市民参加の推進における今後の取組についてどのようにお考えかお聞きします。

A. 共働によるまちづくりを推進していく中で、行政活動への市民参画、市民活動との共働、都市内分権など住民自治の拡充に、より一層取り組む

Q. 市民参加には 3 つのレベルがあるといわれています。

① 第 1 レベル ; 「プロセス参加」アンケートや審議委員会の参加、ワークショップの参加、パブリックコメントでの参加など、参加の喜びに満足する段階。行政も「市民参加で

やりました」と胸を張る段階。

- ② 第2レベル；「プロダクトとしての参加」参加は「プロセス参加」で終わるべきでなく、参加の結果が行政計画に反映される段階にまで達すること。市民が自ら立案・計画、実施し、事後評価を行える段階。
- ③ 第3レベル；「立法への参加」自治体経営への市民参加の究極的に目指すところ
豊田市のレベルは、どこだと思われませんか。

Q. 市民参加（参画）により、取り上げ、実施したものとありますので、具体にお示しください。

中項目4点目、徹底的参加に向けて、質問します。本来参加とは、「策定」のみならず、その「実施」や「事後評価」までを含めて考えることは周知の通りです。私は、例えば都市マスタープランや第7次総合計画においては、もっと市民参加の機会を増やすべきだと思っています。特に豊田市の10年後あるいは、50年、100年先を見据えたとき、誰のための計画かを問うた時、当然それはその地域に住む人のためだからです。例え市長や部長や議員が代わってもプランは変わらない。

「プラン」は、市民のため、地域の人のためでなければならないはずです。そうした意味で、更なる積極的な市民参加策を採用していただきたい。「まちづくり条例」は、そういう意味での市民参画はなかったといっても過言ではありません。それは今までの答弁でも明らかです。「まちづくり条例」には、「行政評価」はあっても「市民評価」はありません。共に働く、共に連携、協力して、行動する、というのであれば、「市民評価」はあっていいはずです。そのような観点から、

●一つ目、今後、「まちづくり条例」や「地域自治区条例」、「市民活動促進条例」など同様の「プラン」を作成するとき、市民に対して行政の支援義務があると考えます。ここで言う支援義務とは、提案を政策として議論しうるレベルまで高めるため、市民に情報・技術の支援を保障するという行政の義務を言います。大切なことは、「議論しうるレベルまで高めるため」ということです。豊田市のお考えをお聞きします。

A. 環境の向上を図り市民の多様な参画が推進されることを目指す

Q. 環境の向上にはいろいろな方法がありますが、子どものころから「市民参加」について学習していれば、大人になったとき、「市民参加」に違和感なく参加できるのではないかと。そこで、小中学生のうちから「市民参加」について学習する機会を設けることが大切であると思います。今後、そうした機会を増やす考えはありますか。

●二つ目、市民版「プラン」づくりについて伺います。私は、市民参加のまちづくりには、市民が主役となった市政への参画が必要だと思っています。そのためのきっかけづくりとしても、市民版「プラン」づくりが必要だと思いがお考えですか。

A. 市民活動などの計画については、より一層、策定段階から市民の参画を得る取り組みが重要という認識で取り組む

●三つ目は、先ほども申したとおり市民参加とは「策定」「実施」そして、「事後評価」まで含め

て考えるべきだと思っており、「まちづくり条例」にも謳われています。今後の「都市マスタープラン」や「緑のマスタープラン」など市民生活に関わる基本計画などには、市民参加の手法が積極的に採用されていくのでしょうか。

A. 都市マス；アンケート、ワークショップ、地区別懇談会、策定懇談会

7 総；意識調査、地域会議、審議会、懇談会

より一層、情報の公開や市民の参画を得る取組

Q. 市民参画の意味をもう一度確かめたい。

- 四つ目、市民参加ルール of 制定に向けてお聞きしますが、現在、審議会やパブリックコメント手続要綱、地域自治区条例など参画と共働に関するものがありますが、今は、それぞれに市民参加についての項目があがっています。また、公聴会や説明会などにおけるルールがはっきりしません。そこで、市民参加のルールを制定してはどうかと思いますが、そのお考えはありますか。

A. 市民参加し易い環境にするための情報提供などは課題。

共働のルールづくりを図っていく際にトータルで参画と共働の仕組みをわかりやすくする。

- Q. 豊田市のやる気は十分に伝わってきましたので、そのようにお考えでしたら、私からは、その「共働のルールづくり」そのものの策定において、計画立案から策定、実施、事後評価までを市民プロジェクトで立ち上げ、市民参画の第一歩としたらどうかと考えますが、いかがですか。